

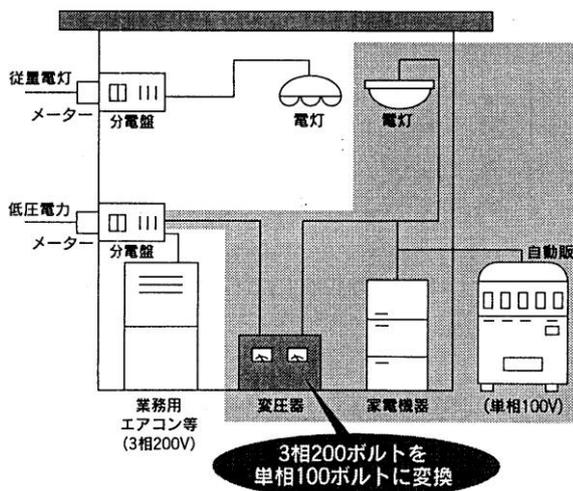
変圧器の利用方法にご注意ください！

(沖縄電力からのお知らせ)

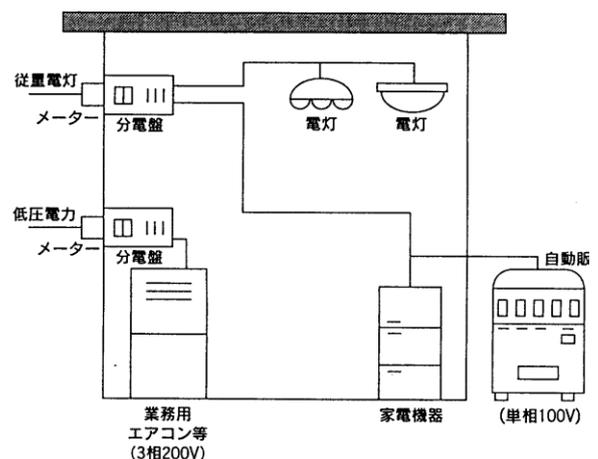
変圧器を利用して次のような配線をされますと電気の契約違反となります。

変圧器を利用して、「低圧電力」の3相200ボルトの配線から単相100ボルト（200ボルト）を引き出し、本来「従量電灯」でご使用いただくこととなっている照明や自動販売機などの単相の電気機器（小型機器）をご使用されますと契約違反（約款20 低圧電力（6））になります。

契約に違反する配線



契約上正しい配線



電気の供給停止と違約金について

契約に違反する方法で電気を使用した場合、電気の供給をお断りする（約款4-1 供給の停止（3）ホ）ことがあります。

また、電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の3倍に相当する金額を違約金として申し受ける（約款4-4 違約金（1））ことがあります。

（注）お客さまと当社との電気のご契約条件は、電気事業法にもとづき、当社が経済産業大臣に届け出た契約約款（電気供給約款）に定められております。

➤ 沖縄電力を装った不審な勧誘、詐欺行為にご注意ください。

【勧誘の手口】

- ・ある機器を取り付けると電気料金が安くなる、設置にかかる費用は一切かからない、と機器販売を勧誘する。
- ・電気の使用状況を聞き取りの上、電気料金が安くなる方法があるとの話題を持ちかける。
- ・電気料金を安くする為の手続きに必要と称し、お客さまの個人情報（口座情報や領収書）を請求する。

沖縄電力は、契約の見直しと称してお客さまに契約内容をお伺いすることはありません。また、「電気料金が安くなる」として、お客さまに機器の購入を勧誘・販売することはありません。

不審に思われた場合は、お近くの沖縄電力までお問い合わせください。

— お問い合わせ —

【全店共通】 ☎ 0120-586-391 (IP電話のお客さま ☎ 098-993-7777(有料))

■ 営業時間 8:30~17:00 (土日・祝休日を除く)

■ ホームページアドレス <http://www.okiden.co.jp>